

**厚木市企業等の立地促進等に関する条例等の一部改正の骨子
に対するパブリックコメントの実施結果について**

1 意見募集期間

令和7年9月1日（月曜日）から令和7年10月1日（水曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 3人
- (2) 意見の件数 3件
- (3) 案に反映した意見の数 0件

3 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映したもの
1 条例の運用について			
1	用途地域に区分されているとは思いますが環境を守って頂きたい。 反対案件のない事を望みます。	条例の運用に当たっては、企業等が行う立地や設備投資が、都市計画法や厚木市住みよいまちづくり条例などの関係法令に適合していることも確認しています。	—
2	昨今、大企業撤退が決まる等企业活動は永遠とは限りません。 もし、その様な場合、投資した市財源の回収は考え無いのですか。	条例では、奨励措置の適用を決定した企業等による事業継続を担保するため、決定の取消し及び奨励金の返還に係る規定を設けています。 立地又は設備投資の日から10年以内に事業を廃止した場合には、当該規定に基づき決定を取り消し、既に交付した奨励金の一部の返還を求めています。 これにより、投資財源の適正な回収と、制度の公平性を確保しています。	—

2 その他			
3	私は平塚のスタジアムであるように競技場の整備を進めてほしいと思います。野球、サッカーが平塚にあるのであれば、バスケットボールやバレーボールなど屋内のスポーツもたくさんプロチームがあります。地球温暖化の影響もあり、アリーナの建設、プロチームの誘致により、地元企業の活性化、スポンサー企業の移転などメリットはあるのではないのでしょうか。勿論、はやぶさイレブンを盛り上げる為にサッカー場でも構いません。厚木市は新しい街ですが、だからこそアイデンティティの確立のために頑張っていて欲しいと思います。	アリーナの建設やプロスポーツのチームの誘致は、条例に規定する奨励措置の対象ではありませんが、市では、「スポーツをする人、みる人、支える人、みんなが楽しめる環境づくり～スポーツの聖地を目指して」を基本理念とする「スポーツの聖地づくり基本構想」を令和6年度に策定しました。多様化するスポーツ環境を踏まえ、本市が「スポーツの聖地」として、全国から憧れを抱かれる将来像の実現に向け、新規施設の整備を含めた環境づくりを推進しています。	—

4 お問い合わせ先

- (1) 担当課名 産業振興課
- (2) 連絡先 046-225-2831

5 結果公開日

令和7年11月14日 公開